

＜先端設備等導入計画 申請書チェックシート＞

必要事項をご記入のうえ、申請時に提出してください。 受付日 年 月 日 ※申請者記入不要

事業者名			
担当者名		電話番号	
返信方法	窓口（来庁） ・ 郵送（返信封筒持参）		

Ⅰ 必要提出書類について			申請者 確認欄	下野市 使用欄
1	必要申請時に 必要な書類	先端設備等導入計画に係る認定申請書 ＜様式22＞		
2		先端設備等導入計画 ＜様式22別紙＞		
3		先端設備等導入計画に関する確認書（事前確認書）※認定経営革新等支援機関が発行したもの		
4		登記事項証明の写し（履歴事項全部証明書の写し）、個人事業主については確定申告書の写し		
5		市誓約書 ＜下野市様式＞		
6		（郵送返信を希望の場合） 返信用封筒 ・ 申請者の宛名等記載 ・ 切手（申請書類と同程度の重量物を送付可能な金額）の貼付 ・ A4サイズ用の紙を折らずに入れることができるもの		
7	固定資産 必要の特 例措置に 関する書 類	先端設備等に係る投資計画に関する確認書※認定経営革新等支援機関が発行したもの		
8		従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面 ※従業員代表の署名または記名押印が必要		
9		（リース契約の場合） リース契約見積書の写し・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し ※いずれも原本は申請者が保管		
10	提出資料の写し等は手元に残してあるか。 ※固定資産税の特例措置を受ける場合は、税の申告の際に上記1、2、7の写しが必要になります。			
Ⅱ 申請書・計画の記載事項について ※番号は計画の項目番号と対応				
申請書	申請書表紙に住所、記名があるか。			
計画-1	名称等は正確に記載しているか。（ただし、法人番号については法人番号が指定されていない者は記載不要。） 主たる事業の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載しているか。			
計画-2	計画期間は、3年、4年、5年となるよう記載しているか。			
計画-3	自社の事業概要については、事業の内容について、概要を記載しているか。 自社の経営状況については、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載しているか。			
計画-4（1）	具体的な取組内容については、導入する先端設備等や取組内容の概要について、具体的に記載しているか。 将来の展望については、具体的な取組を通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載しているか。			
計画-4（2）	先端設備等の導入による労働生産性が年平均3%以上の伸び率となっているか。 （「3% × 計画期間」を超える伸び率となっているか。）			
計画-4（3）	先端設備等の種類については、取得する先端設備等を記載しているか。 ※対象となる設備の種類：①機械装置、②器具及び備品、③工具（測定工具・検査工具のみ）、④建物附属設備			
計画-4（3）	「所在地」欄には当該設備等が所在する（予定を含む）場所を都道府県名及び市町村を含む住所を記載しているか。 また、下野市内に導入する設備等を記載しているか。			
計画-4（3）	「設備等の種類」は、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、ソフトウェアの減価償却資産の種類を記載しているか。			
計画-4（3）	「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載しているか。			
計画-4（3）	固定資産の特例を受けるための要件を確認したか。 ※裏面参照			
計画-5	同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載しているか。			
計画-5	「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載しているか。			
計画-6	（賃上げ特例を受ける場合）従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面への記載と矛盾がないか。			
Ⅲ その他				
同計画の申請に併せて補助金等の申請を予定している場合、補助金等の名称等を記載		補助金等名称： 交付機関名： 申請時期：		

固定資産税の特例について

- 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。
対象設備 （※1）	雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ① 機械装置（160万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30万円以上） ③ 器具備品（30万円以上） ④ 建物附属設備（※2）（60万円以上）
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	・1.5%以上の賃上げ表明されたもの：3年間、課税標準を1／2に軽減 ・3%以上の賃上げ表明されたもの：5年間、課税標準を1／4に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く